

# 調査方法の見直し 及び 行政情報と民間データの有効活用・保護の強化

## － 調査統計の正確性・効率性の向上と負担軽減に向けて－

---

令和 8 年 7 月  
総務省統計局

# 統計局所管の大規模周期統計調査一覧

調査員調査は、**経済系調査**では調査方法の転換が進展している一方、**世帯系調査**ではなお主流。母集団情報を提供する国内最大規模の**国勢調査の見直し**が今後の鍵

| 調査名   |                  | 調査<br>周期<br>(直近) | 調査の流れ |      |     |     |     |       | 配布方法   | 回収方法  |    |     | 調査員数    | 備考                                   |
|-------|------------------|------------------|-------|------|-----|-----|-----|-------|--------|-------|----|-----|---------|--------------------------------------|
|       |                  |                  | 総務省   | 都道府県 | 市町村 | 指導員 | 調査員 | 民間事業者 |        | オンライン | 郵送 | 調査員 |         |                                      |
| 経済系調査 | 経済センサス<br>(基礎調査) | 5年<br>(R6)       | ○     |      |     |     |     | ○     | 郵送     | ○     | ○  | —   | —       | 令和6年調査から郵送配布方式に転換し、調査員は配置していない       |
|       | 経済センサス<br>(活動調査) | 5年<br>(R8)       | ○     | ○    | ○   | ○   | ○   | ○     | 郵送、調査員 | ○     | ○  | ○   | 約6万人    | 郵送配布を拡大し、調査員調査を縮小（R3:約7.4万人→R8:約6万人） |
|       | 経済構造実態調査         | 1年<br>(毎年)       | ○     |      |     |     |     | ○     | 郵送     | ○     | ○  | —   | —       | 郵送配布方式で調査を実施しており、調査員は配置していない         |
|       | 個人企業経済調査         | 1年<br>(毎年)       | ○     |      |     |     |     | ○     | 郵送     | ○     | ○  | —   | —       | 令和元年調査から郵送配布方式に転換し、調査員は配置していない       |
|       | 科学技術研究調査         | 1年<br>(毎年)       | ○     |      |     |     |     | ○     | 郵送     | ○     | ○  | —   | —       | 郵送配布方式で調査を実施しており、調査員は配置していない         |
| 世帯系調査 | 国勢調査             | 5年<br>(R7)       | ○     | ○    | ○   | ○   | ○   | —     | 調査員    | ○     | ○  | ○   | 約59.3万人 | 令和7年調査で、郵送配布方式を一部試行実施                |
|       | 住宅・土地統計調査        | 5年<br>(R5)       | ○     | ○    | ○   | ○   | ○   | —     | 調査員    | ○     | ○  | ○   | 約6.6万人  | 母集団情報を提供する国勢調査の調査方法を踏襲               |
|       | 就業構造基本調査         | 5年<br>(R4)       | ○     | ○    | ○   | ○   | ○   | —     | 調査員    | ○     | ○  | ○   | 約3.2万人  |                                      |
|       | 社会生活基本調査         | 5年<br>(R8)       | ○     | ○    |     | ○   | ○   | —     | 調査員    | ○     | ○  | ○   | 約7,300人 |                                      |
|       | 全国家計構造調査         | 5年<br>(R6)       | ○     | ○    | ○   | ○   | ○   | —     | 調査員    | ○     | ○  | ○   | 約6,100人 |                                      |

# 国勢調査の調査員と調査票回収状況

○平成22年国勢調査から、調査票のインターネット回答及び郵送提出を導入。それまで全世帯を対象としていた調査員による調査票回収は、調査の度にその割合が低下し、令和7年国勢調査では、**19.3%（速報値）**まで低下

☞ 調査員回収には、調査員による世帯からの調査票の直接回収のほか、聞き取り調査（調査票未提出世帯を対象に、国勢調査令に基づき、調査員が「世帯員の数」等を近隣の者等から聞き取って調査を実施）を含む。近年、調査員の直接回収は減少し、聞き取り調査が増加傾向（令和2年国勢調査では直接回収が3.9%、聞き取り調査が16.3%）

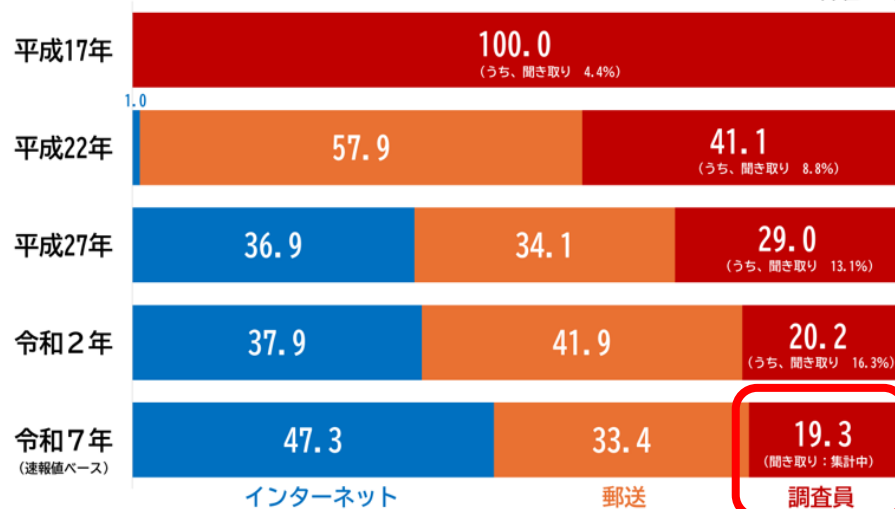
○調査員数の減少が進む中、**調査事務の負担軽減に継続的に取り組み**、令和7年国勢調査は、過去最少となる**59.3万人の調査員**で実施

○**インターネット回答は47.3%（速報値）**。前回から+9.4ポイント増加し、現在最も主流な回答方法

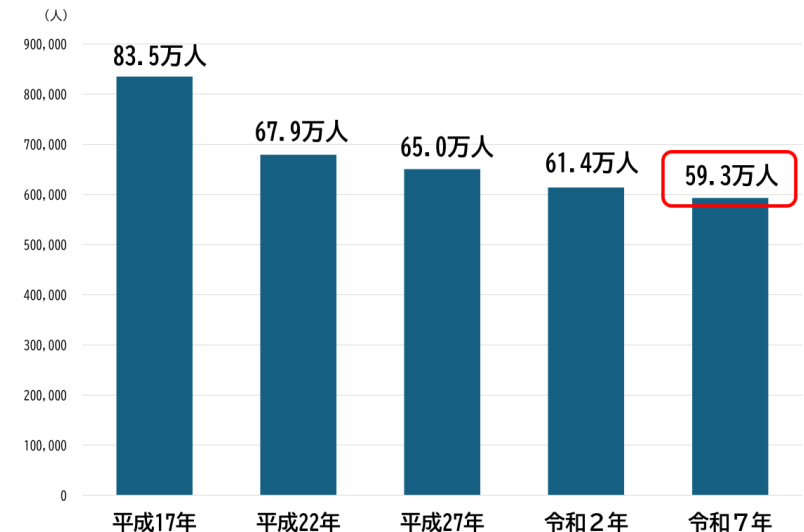
☞ インターネット回答は、統計調査の正確性及び効率性の向上に資するほか、調査員及び調査事務に従事する地方自治体職員の負担軽減に寄与

## 国勢調査調査票回収状況

（単位：%）



## 国勢調査員数の推移



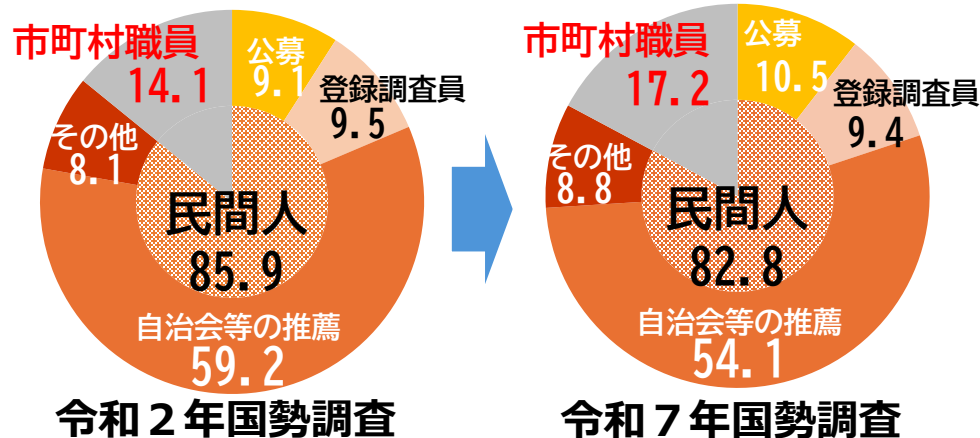
# 調査員確保と地方自治体の事務負担（課題）

○調査事務の負担軽減を進め、配置する調査員数は減少している一方、調査員の確保は難さを増しており、調査員としての職員動員が増加

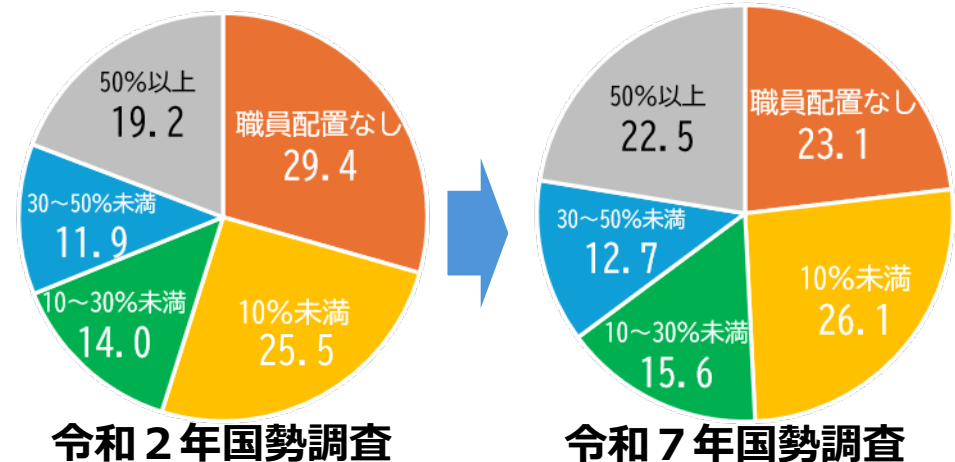
☞ 調査員に占める市町村職員の割合 令和2年調査：14.1% → 令和7年調査：17.2%

○市町村職員の調査員への配置状況は、市町村間で大きなばらつき。約4分の1の市町村では職員を動員することなく調査員を確保できている一方、約2割の市町村では調査員の半数以上を職員が占める状況

調査員の選考方法別任命状況（単位：％）



調査員への職員動員率別市町村割合（単位：％）



# 今後に向けた調査方法の検討 - 行政情報・民間データの有効活用

- 国勢調査を始め大規模調査において、従来型の調査員調査が今後一層困難になる可能性を踏まえ、**調査方法のさらなる改善・省力化**に取り組むとともに、**行政情報及び民間データを有効活用した新たな調査方法を検討**
- 本年中に「**令和12年国勢調査有識者会議**」を立ち上げ、**具体的な検討に着手**。また、数次にわたる試験調査（第1次試験調査は令和9年6月頃に実施予定）による実務的な検証、地方自治体との意見交換などを通じ、次回及び将来の国勢調査並びに各種統計調査における新たな調査方法の具体化を推進

## 検討の方向性（重点事項）

### ■ 郵送配布方式の拡充

令和7年国勢調査で試行実施した郵送配布方式（次頁参照）について、**住民基本台帳などの行政情報や民間データの活用も視野**に、調査の正確性・効率性の向上及び負担軽減を図りつつ、その拡充を検討



### ■ インターネット回答の拡大

統計調査の正確性及び効率性の向上のほか、調査員及び地方自治体職員の負担軽減に寄与するインターネット回答の更なる拡大に向け、**調査書類の配布方法の見直し、認証方式の拡充**を検討



### ■ 郵便局や民間事業者とも連携した枠組みの構築

未回答世帯や**郵送名簿から漏れた世帯のフォローアップ**、**着実な居住確認**など、漏れや重複なく**全ての世帯を着実に把握するための枠組みの構築**について多角的に検討（郵便局や民間事業者の活用も視野）



# 【参考】令和7年国勢調査で一部導入した郵送配布方式

調査員調査  
(通常の調査方法)

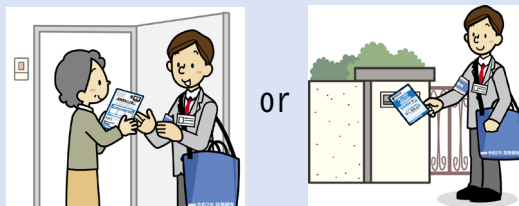
## ① 居住確認と名簿整備

調査員が実地で居住確認を行い、名簿を整備



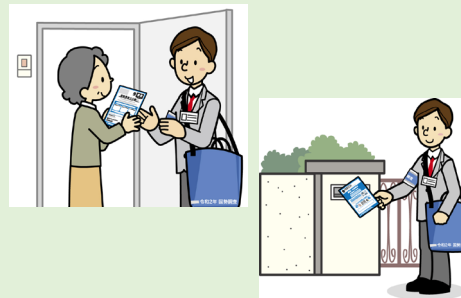
## ② 調査書類の配布

調査員が世帯を訪問し、直接配布又はポスティング



## ③ 未提出世帯への督促

調査員による訪問督促  
不在世帯への督促状・調査票の配布



## ④ 聞き取り調査

調査員による  
近隣等への  
「聞き取り調査」



郵送配布方式  
(一部地域で試行)

市町村が地図情報等を活用し、居住確認※を行い、名簿を整備



※居住実態が確認できない場合は指導員が実地で確認

市町村から調査書類を郵送※



※「特別あて所配達郵便」で郵送

市町村から督促状・調査票を郵送※



※「特別あて所配達郵便」で郵送

指導員による  
近隣等への  
「聞き取り調査」



- ・茨城県及び東京都の一部のオートロックマンションをモデル地域として試行的に実施
- ・能登半島地震により調査員確保が困難であった石川県の輪島市、珠洲市及び穴水町においても郵送配布方式を併用



# 活用する行政情報・民間データの法的保護

- 調査方法の見直しによる正確性・効率性の向上と負担軽減の実現には、地方自治体を含む行政機関や民間機関が保有する情報・データの有効活用が「鍵」
- 一方、現行の統計法では、これらの情報について提供を要請する根拠規定はあるものの、国の行政機関が保有する行政記録情報以外については、その情報の適正管理、目的外利用・提供の禁止、守秘義務、罰則に関する規定は設けられていない。
  - ☞ 秘密や情報の性質に応じて、一般法である国家公務員法や個人情報保護法などの規定に委ねられている。
- なお、国の行政機関から提供を受けた行政記録情報については、調査票情報と同等の保護規定が統計法上も措置されている。

|                      | 調査票情報 | 他の機関等からの情報   |                 |               |
|----------------------|-------|--------------|-----------------|---------------|
|                      |       | 国※<br>(第29条) | 地方自治体<br>(第30条) | 民 間<br>(第30条) |
| 適正管理義務<br>(第39条)     | ○     | ○            | ×               | ×             |
| 目的外利用の禁止<br>(第40条)   | ○     | ○            | ×               | ×             |
| 守秘義務<br>(第41条)       | ○     | ○            | ×               | ×             |
| 守秘義務違反への罰則<br>(第57条) | ○     | ○            | ×               | ×             |

※国の行政機関から提供を受けた情報のうち統計法第29条第1項に基づく行政記録情報については、上表のとおり統計法第39条、第40条、第41条及び第57条の規定が適用されるが、その他の情報等についてはこれらの規定は適用されない

# 【参考】次回国勢調査に向けた想定スケジュール（案）

